

平成17年4月1日

規則第29号

改正 平成17年11月25日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第30条の2第2項の規定に基づき、長崎大学計画・評価本部(以下「計画・評価本部」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 計画・評価本部は、次の業務を行う。

- (1) 中期目標原案、中期計画案及び年度計画案の作成に関する業務
- (2) 国立大学法人評価委員会が行う国立大学法人長崎大学(以下「本学」という。)の評価への対応に関する業務
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第69条の3第2項に規定する認証評価機関が行う本学の評価への対応に関する業務
- (4) その他学長が必要と認めた業務

(組織)

第3条 計画・評価本部は、次に掲げる部員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 事務局の各部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第6号の部員は、学長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 計画・評価本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、学長をもって充て、計画・評価本部の業務を統括する。

3 副本部長は、本部長が指名する理事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門部)

第5条 計画・評価本部に、第2条第1号に係る素案並びに同条第2号及び第3号に係る自己点検・評価報告書の素案を作成するため、次の専門部を置く。

- (1) 教育専門部

- (2) 研究専門部
- (3) 社会貢献専門部
- (4) 国際交流専門部
- (5) 大学運営専門部
- (6) 人事・安全管理専門部
- (7) 財務・施設専門部
- (8) 広報・情報専門部
- (9) 環境専門部

2 専門部に，専門部長及び専門部員を置く。

3 専門部長は，本部長が指名する理事をもって充てる。

4 専門部員は，全学委員会の委員等のうちから専門部長が推薦し，学長が任命する。

5 専門部に，副専門部長を置くことができる。この場合において，副専門部長は，専門部員のうちから専門部長が指名するものとする。

(計画・評価室)

第6条 計画・評価本部に，第2条第1号，第2号及び第3号の業務（第2号及び第3号の業務にあつては，評価基礎データベースの構築及び運用を含む。）を支援するため，計画・評価室を置く。

2 計画・評価室は，次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 副本部長
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) その他学長が必要と認めた者

3 前項第3号の室員は，学長が任命する。

4 計画・評価室に室長を置き，副本部長をもって充てる。

5 室長は，計画・評価室の業務を掌理する。

6 計画・評価室に副室長を置き，第2項第2号の副学長のうちから室長が指名する者をもって充てる。

7 副室長は，室長を補佐し，室長に事故があるときは，その職務を代行する。

(事務)

第7条 計画・評価本部の事務は，計画・評価室と連携して総務部企画課において処理する。

2 専門部の事務は，当該専門部に關係する事務局の課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか，計画・評価本部，専門部及び計画・評価室の運営等に関し必要な事項は，別に定めることができる。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月25日規則第43号）

この規則は、平成17年11月25日から施行する。